

1. 境界・名称に関する基準

番号	認定基準	認定基準の詳細	添付資料
1 境界・名称に関する基準			
ア	地理的に画定された区域であること	<p>○「地理的に画定された区域」は、次の要件を満たすこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区域の位置、範囲が図面上で確認できること。 ● 法的に又は現場における目視や GPS 機器により確認することができる境界線（土地所有界、地形等の境界、敷地境界、法令区域の境界等）であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域の GIS データ（Shape ファイル、KML ファイル等）（※） ● 区域の範囲及び付近の状況を明らかにした図面（縮尺は区域の範囲及びその付近の状況が明確に分かる程度のものを用いること。また、用いた境界線の根拠を明示すること。GIS データを元に作成した図面で可。） <p>（※）「区域の GIS データ」の提出が困難な場合は、「区域の位置を明らかにした位置図（例：縮尺 1/25,000 程度の地形図に位置を記したもの）」を提出すること。</p> <p>なお、地籍測量が未終了の土地所有界を区域の境界に用いる等、上述の添付資料（「区域の GIS データ」及び「区域の範囲及び付近の状況を明らかにした図面」）の提出が困難な場合は以下の資料で代替するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公図等を基に区域の境界線を図示した縮尺 1/25,000 程度の地形図等
イ	区域の面積が算出されていること	<p>○「区域の面積」の算出は、次の方法により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GIS データがある場合は、GIS データから面積を算出すること。 ● GIS データがない場合は、法的な書面で示された面積情報、法的な図面若しくは実測から算出された面積情報又は既存の計画書等に記載済の面積情報を活用すること。 <p>○区域の面積についての下限は設定しないものとする。</p>	<p>（GIS データの提出が困難な場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 面積の根拠が分かる資料や面積計算図
ウ	名称が付されていること	<p>○「名称」は、次の要件を満たすこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区域の自然的特徴若しくは地理的特徴に由来する名称又は統治責任者、管理責任者若しくはそれらの統治や管理に貢献する者に関連する名称であること。 ● 他の主体の権利を侵害するおそれのある名称（区域と何ら関係を有さない商標登録された固有名詞や法人・個人の名前が含まれる名称）でないこと。 ● 公序良俗に反する名称でないこと。 	—

2. ガバナンス・管理に関する基準

番号	認定基準	認定基準の詳細	添付資料
2.1. 管理権限に関する基準			
2.1.1 管理権限の存在			
ア	区域内の土地に対する統治責任者及び管理責任者が特定されていること	<p>○「統治責任者」とは、国際自然保護連合（IUCN）のガイドラインによれば「区域にかかる意思決定と管理に権限と責任を負う者」のことをいい、国内に当てはめた場合には、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>①区域の土地の所有者（以下「統治責任者①」という。）。</p> <p>②法令・条例等に根拠を有する指定等（指定等の目的に沿った管理が適切になされることで、生物多様性保全に貢献しているものに限る）がされている土地を区域とする場合、当該指定等を行う者（以下「統治責任者②」という。）。</p> <p>○「管理責任者」とは、国際自然保護連合（IUCN）のガイドラインによれば「区域の今現在の管理に責任を負う者」のことをいい、「統治責任者」と同一の者の場合や、「統治責任者から管理委託を受けている者」「区域内の土地の賃借権を有する者」「土地の用益物権を有する者」等の場合も含むものとする。なお、「区域の今現在の管理に責任を負う」とは、「自然共生サイト」としての管理に対する責任とする。</p> <p>○申請にあたっては、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者は、統治責任者又は管理責任者の立場を有すること。 ● 地方公共団体の長、協議会の長その他の申請を代表する者が、委任を受けて申請することは妨げない。その場合、申請する土地に対するすべての統治責任者①及び管理責任者からの委任を基本とするが、やむをえず、同一の土地における統治責任者①又は管理責任者のいずれかが確知できない場合その他の理由で事務局がやむを得ないと判断した場合を除く。なお、申請する土地が複数に及ぶ場合、代表者がまとめて委任する事でも可。 ● 申請者の基本情報（氏名、連絡先等）が申請書に記載されていること。 ● 区域の土地に対するすべての統治責任者①、管理責任者の基本情報（氏名、連絡先等）が申請書に記載されていること。ただし、やむをえず、同一の土地における統治責任者①又は管理責任者のいずれかが確知できない場合その他の理由で事務局がやむを得ないと判断した場合を除く。なお、申請する土地が複数に及ぶ場合、代表者の情報を記載する事でも可。また、申請者が統治責任者②の場合は不要とする。 	<p>「統治責任者①」及び「管理責任者」については、申請書本体への記載内容から確認することを基本とするが、事務局から申請者に対して、「統治責任者①」及び「管理責任者」を確認できる資料の提出を求める場合がある。</p> <p>「委任」については、申請書本体への記載内容から確認することを基本とするが、事務局から申請者に対して、委任を確認できる資料の提出を求める場合がある。</p>

番号	認定基準	認定基準の詳細	添付資料
イ	統治責任者、管理責任者が区域の範囲に同意していること	<p>「同意」については、次のとおりとする。</p> <p>○申請者が統治責任者①の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理責任者から申請する区域の範囲について了解を得ていること（申請者と同一の場合を除く）。 <p>○申請者が管理責任者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統治責任者①から申請する区域の範囲について了解を得ていること。ただし、過失がなく統治責任者①を確認することができない場合その他の理由で事務局がやむを得ないと判断した場合を除く。なお、申請区域に複数の土地所有者が存在する場合、代表者による了解でも可。 <p>○申請者が、統治責任者②の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これらの個別の了解を必要とせず、認定主体が別途実施するパブリックコメントの結果をもって同意を得たものとみなすことができるものとする。 	<p>「同意」については、申請書本体への記載内容から確認することを基本とするが、事務局から申請者に対して、同意を確認できる資料の提出を求める場合がある。</p>
2.1.2 管理の衡平性			
ア	統治責任者、管理責任者及び関係者に暴力団員等の反社会的勢力が含まれないこと	<p>○ここでいう「統治責任者」「管理責任者」が法人の場合には、法人の役員や支店長等を含むものとする。</p> <p>○「関係者」とは、統治責任者又は管理責任者の経営を支配し、又は事業若しくは経営に実質的に関与したと認められる者や、統治責任者や管理責任者が利用し、又は資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなどの関与をしている者などを指すものとする。</p> <p>○「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 誓約書
イ	管理の衡平性に疑念を生じさせる訴訟等の紛争が存在しないこと	<p>○「管理の衡平性に疑念を生じさせる訴訟等の紛争」とは、例えば、土地の権利関係での訴訟等、保護と開発の対立での訴訟等が考えられる。</p>	<p>○必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事実関係を説明した資料
ウ	統治責任者、管理責任者がそれぞれ複数の者から構成される場合には、それらの者の意思疎通が図られる定期的な機会が設定されていること	<p>○「意思疎通が図られる機会が設定されていること」については、意思疎通の方法は問わないが、年に一度以上の機会が設定されていることとする。</p>	<p>（統治責任者、管理責任者がそれぞれ複数の者から構成される場合）</p> <p>○既存の協議会等が存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定款等その他の意思疎通の機会や頻度が確認できる文書 <p>○既存の協議会等が存在しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統治責任者及び管理責任者全員が同意した意思疎通の方法、頻度を示した文書

番号	認定基準	認定基準の詳細	添付資料
2.2. 管理措置に関する基準			
2.2.1 管理措置に関する基準			
ア	区域の管理目的が明確化されていること	<p>○「管理目的が明確化されていること」については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理計画その他の文書により区域の管理目的が確認できること。 ● なお、区域の生物多様性の価値の維持を主たる目的としていない場合でも、管理目的が明確化されていれば差し支えないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の文書のいずれか ✓ 管理目的を明記した管理計画書 ✓ 管理計画書が策定されていない場合は、行政文書又は申請者が管理するウェブサイト等、管理目的が分かる資料の記載部分
イ	管理措置の内容が明確化されていること	<p>○「管理措置の内容が明確化されていること」については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理計画その他の文書により区域における管理措置の内容が確認できること。 ● なお、行為制限や意図的に人為的な手を加えないという管理についても、管理措置に含むことができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の文書のいずれか ✓ 管理措置の内容を明記した管理計画書 ✓ 管理計画書が策定されていない場合は、行政文書又は申請者が管理するウェブサイト等、管理措置が分かる資料の記載部分
ウ	管理措置の内容が法令等に違反する行為ではないこと	—	<p>○確認を求められた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事実関係を説明した資料
2.2.2 管理体制の長期継続性に関する基準			
ア	統治責任者及び管理責任者が法人、団体の場合には、解散する予定がなく、統治責任者及び管理責任者としての立場の期間が継続すること	<p>○統治責任者及び管理責任者の体制について申請時点で変更が生じる可能性が見込まれる場合は、予め申請書類等に明記することとする。</p> <p>○土地の所有又は貸借等について期限が存在する場合は、契約関係書類又は過去の実績から、モニタリングの頻度に合わせた概ね5年程度の継続管理が見込まれることが確認できることとする。</p>	<p>○土地の所有又は貸借等について期限が存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該期限までの期間等が確認できる書類(年度契約等の場合は、過去5年間の契約実績が確認できる書類)

3. 生物多様性の価値に関する基準

番号	認定基準	認定基準の詳細	添付資料
3 生物多様性の価値に関する基準			
ア	<p>区域の全部又は一部が次のいずれかの価値を有すること。かつ、そのことを論文、文献資料その他の資料によって客観的に示すことができること。</p> <p>ただし、次のいずれかの価値を有する範囲の一部の区域を申請する場合は、当該価値を有する範囲の他の統治責任者又は管理責任者との調整が困難である等、やむを得ない事由により当該区域のみの申請にならざるを得ない場合に限る。</p> <p>また、区域の一部が次のいずれかの価値を有する場合にあっては、当該区域が現に一体的に管理されていること、及び当該生物多様性の価値を保全する上で効果的と認められる必要最小限の区域の場合に限る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● (1)～(9)の各項に定める、区域の生物多様性の価値の現況を説明する資料。行政文書、査読論文等の第三者による確認がなされた資料であることが望ましい。また、申請者が独自に現地調査や解析を実施している場合は、区域内及び周辺地域の自然環境に精通している者又は区域の有する生物多様性の価値に関連する有識者(学識経験者等)が調査や結果の確認、評価に関与していることが望ましい。 ● 「申請区域及び付近の状況が分かる写真」は、写真の右下に撮影日もしくは撮影年月を可能な限り明記すること。また、該当する生物多様性の価値を有することが分かる写真も含む。
	<p>(1) 公的機関等によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場としての価値</p>	<p>○「公的機関等によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場としての価値」とは、以下に該当する選定等を受けている場合を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重要里地里山・重要湿地・重要海域・特定植物群落・巨樹巨木林 ● 専門家の知見及び客観的な指標等に基づいて選定等された場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要里地里山・重要湿地・重要海域・特定植物群落・巨樹巨木林」の場合は、当該選定等を受けていることが分かる資料(Webサイトの写し等) ● 「専門家の知見及び客観的な指標等に基づいて選定等された場」に該当する場合は、当該区域が、専門家の知見及び客観的な指標等に基づき、生物多様性の重要性が認められたことで選定等を受けたことが分かる資料 ● 申請区域及び付近の状況が分かる写真並びに撮影位置及び方向を示した図面
保全上重要な場	<p>(2) 原生的な自然生態系が存する場としての価値</p>	<p>○「原生的な自然生態系が存する場」とは、次の例によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然林、自然草原(植生自然度9, 10(※)を参考のひとつにできる) ● 上記以外で「原生的な生態系」に該当すると考えられるものについては、その根拠となる考え方を明記すること。 <p>※植生自然度は、植生(群落)に対する見方のひとつであり、植生の評価には総合的な視点が必要であることに留意</p>	<p>○植生自然度を参考として用いている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最新版の1/25,000の現存植生図(調査年次が示されたもの) ● 区域で確認された動植物種の情報 ● 申請区域及び付近の状況が分かる写真並びに撮影位置及び方向を示した図面 <p>○「上記以外で「原生的な生態系」に該当すると考えられるもの」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原生状態が長期にわたり維持されていることが分かる資料 ● 区域で確認された動植物種の情報 ● 申請区域及び付近の状況が分かる写真並びに撮影位置及び方向を示した図面

番号	認定基準	認定基準の詳細	添付資料
3 生物多様性の価値に関する基準			
	(3) 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値	<p>○「二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場」とは、次の例によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 動的・モザイク的な土地利用が行われた結果として、二次的自然に特有の生物相・生態系が成立した場を構成する農地、ため池、二次林・人工林、草原など ● 従来のからし・生業、新たな活動等、人の適切な関与がなければ劣化、消失のおそれがある身近な自然（社叢林などの林、ため池・自然水路、二次草原（半自然草原）、氾濫原・谷津田等の低地・湿地、里海等） ● 二次林、二次草原（植生自然度4, 5, 7, 8（※）を参考のひとつにできる） <p>※植生自然度は、植生（群落）に対する見方のひとつであり、植生の評価には総合的な視点が必要であることに留意</p>	<p>○「二次的自然に特有の生物相・生態系が成立した場を構成する農地、ため池、二次林・人工林、草原など」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区域で確認された動植物種の情報 ● 申請区域及び付近の状況が分かる写真並びに撮影位置及び方向を示した図面 （区域内に構成要素が複数ある場合） ● 各構成要素の配置が分かる図面（ゾーニング図等） <p>○「従来のからし・生業、新たな活動等、人の適切な関与がなければ劣化、消失のおそれがある身近な自然」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区域で確認された動植物種の情報 ● 区域で行われてきた、二次的な自然環境の維持に寄与する活動を説明した資料 ● 申請区域及び付近の状況が分かる写真並びに撮影位置及び方向を示した図面 <p>○植生自然度を参考として用いている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最新版の1/25,000の現存植生図（調査年次が示されたもの） ● 区域で確認された動植物種の情報 ● 申請区域及び付近の状況が分かる写真並びに撮影位置及び方向を示した図面
	(4) 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場としての価値 <生態系サービスの例> ・水源涵養（調整） ・炭素固定（調整） ・防災減災（調整） ・景観、観光、教育（文化的） ・都市内の緑地といった癒やし・レクリエーション（文化的） ・食料や原材料といった自然資源の利用（供給）	<p>○「生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場」とは、例えば安全な水・食料の確保や暮らしの安心・安全といった生態系サービス（例示のとおり）提供の場であり、在来の普通種を含む多様な動植物の生息・生育の場（周辺環境と比較して、多様な動植物の生息・生育の場も含むものとする。）であることをいうものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域で確認された動植物種の情報 ● 提供する生態系サービスの内容が分かる資料 ● 申請区域及び付近の状況が分かる写真並びに撮影位置及び方向を示した図面
	(5) 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場としての価値	<p>○自然資源供給の開始時期は問わないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 供給する自然資源及び地域の伝統文化の情報 ● 地域の伝統文化に活用されていることが分かる資料（資源供給先の団体等の名称、供給開始時期、協定等を結んでいる場合はその期間等を記載） ● 申請区域及び付近の状況が分かる写真並びに撮影位置及び方向を示した図面

番号	認定基準	認定基準の詳細	添付資料
3 生物多様性の価値に関する基準			
保全上重要な種	(6) 希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場としての価値	<p>○「希少な動植物種」とは、次の例によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省レッドリスト掲載種 ● 地方公共団体のレッドリスト又はレッドデータブックの掲載種 ● 法令・条例や行政文書において、希少性が高いと評価されている種 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域で確認された希少な動植物種の情報 ● 申請区域及び付近の状況が分かる写真並びに撮影位置及び方向を示した図面
	(7) 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場としての価値	<p>○「その生態に特殊性のある種」とは、次の例によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、特殊な生態をもつと評価されている種 <p>○申請区域が、対象種の分布域の北限・南限である場合も含めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域で確認された特殊性のある動植物種の情報 ● 「分布が限定されている種」の場合、全国的な分布が分かる資料（北限・南限の場合も含む） ● 申請区域及び付近の状況が分かる写真並びに撮影位置及び方向を示した図面
保全上重要な機能	(8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場としての価値	<p>○「動物の生活史にとって重要な場」とは、対象とする動物種の生活史において区域の果たす役割が明確であり、個体群の生息に重要であることが推測されることをいうものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域で確認された越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）などを行っている動物種の情報 ● 対象とする動物種が越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）などで申請区域を利用していることが分かる資料 ● 申請区域及び付近の状況が分かる写真並びに撮影位置及び方向を示した図面
	(9) 既存の保護地域又は自然共生サイト認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場としての価値	<p>○「連続性・連結性を高める機能」について、区域が獣害を誘引することが明らかである場合には、獣害の抑制のための管理措置を併せて実施していることが望ましい。</p> <p>○気候変動適応の観点でのこれらの機能も含むものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺に存在する保護地域等との位置関係が分かる図面 ● 緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有することが分かる資料 ● 区域で確認された動植物種の情報 ● 申請区域及び付近の状況が分かる写真並びに撮影位置及び方向を示した図面

4. 管理による保全効果に関する基準

番号	認定基準	認定基準の詳細	添付書類
4.1 管理の有効性に関する基準			
ア	区域の管理目的及び管理措置の内容が、3. アに掲げた生物多様性の価値に負の影響を与えるものではなく、長期的な域内保全に貢献するものであること	<p>○「区域内の生物多様性の価値に負の影響を与えるものではなく、長期的な域内保全に貢献するもの」については、管理計画書等における管理目的及び管理措置の内容が、3. アに掲げた生物多様性の価値の維持に貢献していることを申請ごとに総合的に判断するものとする。</p> <p>○ここでいう「長期的」については、管理措置の期間を5年、10年など一律に規定できるものではなく、例えば伐採のように一時的には場の状況を攪乱するような管理措置であっても、当該管理措置が区域の有する生物多様性の価値の長期的な保全に貢献することをケースバイケースで定性的に判断するものとする。</p> <p>○自然再生を目的として動植物を人為的に導入している（する）場合、遺伝的多様性にも可能な限り配慮することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の文書のいずれか ✓ 管理措置の内容を明記した管理計画書（再掲） ✓ 管理計画書が策定されていない場合は、行政文書又は申請者が管理するウェブサイト等、管理措置が分かる資料の記載部分（再掲）
イ	区域の管理が通年で行われていること。ただし、年間の一部の時期のみ行われている管理措置により生物多様性の価値の通年保全が図られている場合は、この限りではない。	<p>○区域の生物多様性の価値を長期的に保全するためには通年の管理を実施することが望ましいが、一時期のみの管理措置により周年保全が十分に図られている区域も存在する。そのため、管理措置が年間の一部の時期のみ行われている場合は、生息生育する生物の生活史との対応関係など、区域の生物多様性の価値の保全において当該管理措置の果たす役割が管理計画書等で明確に説明されていることとする。</p> <p>○「生物多様性の価値の通年保全が図られている」への該当性については、管理計画書等における管理措置の実施時期及び区域の生物多様性の価値に関する年間の状況を踏まえて、個別に判断するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の文書のいずれか ✓ 管理措置の実施時期及び区域の生物多様性の価値に関する年間の状況を明記した管理計画書 ✓ 管理計画書が策定されていない場合は、行政文書又は申請者が管理するウェブサイト等、管理措置の実施時期及び区域の生物多様性の価値に関する年間の状況が分かる資料の記載部分
ウ	3. アに掲げた生物多様性の価値に対する脅威が特定されており、有効と考えられる対策が検討又は実施されていること。	<p>○ここでいう「脅威」とは、「顕在化した脅威」又は「潜在的な脅威」であって、申請時点において、3. アに掲げた生物多様性の価値に対して、明らかに負の影響を及ぼしている、又は及ぼす蓋然性が高く、何らかの対策を行わなければ、その生物多様性の価値を大きく劣化させるおそれのあるものをいい、例えば、次のようなものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 密猟又は盗採等の行為 ● 外来種の侵入又は拡大 ● 水質又は土壌等の汚染 	<p>○脅威が存在し、次の文書のいずれかにおいて脅威への対応内容の記載がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 脅威の内容及び脅威に対して有効と考えられる対策を明記した管理計画書 ✓ 管理計画書が策定されていない場合は、行政文書又は申請者が管理するウェブサイト等の記載部分
エ	3. アに掲げた生物多様性の価値に影響を及ぼす現行又は将来の開発計画が存在しないこと。	○ここでいう「開発」とは、区域の管理目的以外の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新築及び増改築をいうものとし、管理措置の一部として実施されるものは含まないこととする。	<p>○開発計画が存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発計画の概要及び実施される配慮措置の内容が確認できる資料

番号	認定基準	認定基準の詳細	添付書類
4.2 モニタリングと評価に関する基準			
ア	<p>次のいずれかに該当すること。ただし、人為的な手を加えないことを含む現状の管理措置を継続することによって、土地の大きな改変を予防するとともに、3. アに掲げた生物多様性の価値を大きく劣化させるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) モニタリング調査を概ね5年に一度の頻度で実施している又は実施する見込みであり、その内容が妥当であること</p> <p>(2) 区域内の動植物種の生息生育状況が、自治体のレッドリスト評価における調査又はモニタリングサイト 1000 調査等によって把握されており、場の状態に大きな変化がないことが少なくとも5年に一度の頻度で確認されている又は確認される見込みであること</p>	<p>○ア各号に定める調査又は確認を実施する際には、次の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査又は確認の対象となる生物種又はその他の項目が、区域の有する生物多様性の価値の維持に直接的又は間接的に関係していること。 ● 対象とする生物種又はその他の項目の調査又は確認に適した手法で行っていること。 ● 区域内及び周辺地域の自然環境に精通している者又は区域の有する生物多様性の価値に関連する有識者（学識経験者等）が調査又は確認に関与していることが望ましい。 	<p>○(1)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査の対象項目、調査手法、実施時期及び頻度、実施体制、有識者等が調査に関与している場合、当該有識者等の経歴、専門分野等を記したモニタリング計画書 ● モニタリングを実施している、または実施を予定している地点の位置がわかる図面 <p>○(2)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「(2)」に該当することが分かる資料 <p>○ただし書き適用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「ただし書き」に該当することが分かる資料
イ	<p>4. 2. アに定める調査又は確認の結果について、概ね5年に一度、環境省の設置する専門家委員会に提出できる見込みであること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 自然再生協議会、地域連携協議会その他の専門家を含む幅広い関係者で構成される協議会等の適切な評価主体が存在し、確認又は調査結果を当該評価主体に提出し、評価を受ける見込みである場合</p> <p>(2) 人為的な手を加えないことを含む現状の管理措置を継続することによって、土地の大きな改変を予防するとともに、3. アに掲げた生物多様性の価値を著しく劣化させるおそれがない場合</p>	—	—